

来たる新生活に向けて

あなたもマイナンバーカードを

作りませんか



あけまして
おめでとう!

令和6年がスタートしました。春から新生活!という方の中には、進学や就職を機に地元を離れて一人暮らしを始める方もいることかと思えます。向こうで住む場所も決まったし、新しく必要なものも一通り揃えた。これで新生活に向けての準備は万全、あとは引っ越しだけ。

でも……ちょっと待ってください。

本人確認書類の準備はできていますか? 給与受取りのための銀行の口座開設やクレジットカードの申込み、はたまた通勤用の自動車の購入など、新生活を始めるにあたって本人確認書類が必要な場面というのは数多く存在します。

「運転免許証があるし…」でも、警察署まで住所変更の手続きに行かなくてはなりません。忙しいからと手続きをせずにいると、本人確認書類として使えない場合もあります。

「顔写真も付いているし、学生証でもいいでしょ。」手続きをする場所によっては、学生証以外に別途書類を求められたり、そもそも本人確認書類として認められない場合もあるようです。

なので、マイナンバーカードはいかがでしょうか。

新しい住所地の市町村役場での住所変更の手続きの際に、カードの住所の記載変更をしますので、改めて手続きをする必要がなく手間がかかりません。そして、マイナンバーカードがあればマイナポータルから現在の住所地の市町村役場への転出届出がオンラインでできるため、実際に役場へ足を運ぶのは転入先だけでOK。また、勤務先に提出する書類でマイナンバーの提示を求められた際にも、マイナンバーカードが1枚あれば大丈夫。

このように、マイナンバーカードがあれば新生活への準備をより万全なものにできます。

カードの受取りには、申請から1ヵ月程度の時間がかかるため、引越し前になってからでは間に合いません。今のうちに申請しておけば、慌てることなくカードを受け取って新生活に臨めます。申請の仕方がわからない、という方は役場住民課にて申請の代行をしていますので、ご利用ください。

1月の休日受付窓口

とき 1月27日(土)午前9時～正午

ところ 役場 住民課窓口

※混雑状況により、待ち時間が生じることがあります。

※その他の住民課窓口業務は行いません。

問合せ先 役場 住民課 内線121・174